

# 第 91 回 奈良国際文化観光都市建設審議会 会議録

日時：平成 21 年 2 月 13 日（金）

午後 1 時 30 分から 3 時 30 分

会場：奈良市 中央棟 6 階 正庁

司会

定刻になりましたので、審議会を始めさせていただきます。

委員の皆様方には、ご多忙のところご出席いただきましてありがとうございます。

それでは、第 91 回奈良国際文化観光都市建設審議会を始めさせていただきます。

〇〇会長、よろしくお願いいたします。

〇〇会長

それでは、ただいまから、第 91 回奈良国際文化観光都市建設審議会を開催いたします。

たいへんご多忙のところ、委員の皆様方にはお集まりいただきましてありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の委員のご出席の状況について、事務局からご報告をいただきます。

司会

ご報告申し上げます。

現在の当審議会委員総数 25 名のところ、本日ご出席いただいております委員数は 16 名でございます。

〇〇会長

まだここにおいでになっていない方が、2 人ですか。

司会

欠席ということでご連絡いただいております。

〇〇会長

それでは、今の 16 名のご出席ということでございます。出席数が過半数を超えておりますので、当審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本日の審議会が成立していますことをまずご報告いたします。

本日の傍聴希望者あるいは報道関係者の写真撮影の取材等について、ございましたら事務局からご報告ください。

司会

ご報告申し上げます。

本日の傍聴希望者は報道関係の方 1 名でございます。

報道関係の方の写真撮影の取材は 1 件でございます。

〇〇会長

はいありがとうございます。

当審議会の会議公開に関する取扱方針によりまして、当審議会は公開及び傍聴を行うことになっておりますが、本日の審議の報道関係者による議事に入る前の写真撮影について異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声)

〇〇会長

よろしゅうございますか。異議がないようですので、事務局の方よろしくお願ひします。

なお、議事に入りますと、写真撮影はご遠慮いただくこととなりますので、ご協力のほどよろしくお願ひします。

司会

写真撮影はこれでよろしいでしょうか。

〇〇会長

それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、ご案内のように3点ございます。本日の議題につきまして、十分にご審議いただきまして、会議の運営にご協力をお願いします。なお、本日の審議会の終了予定時刻でございますが、ほぼ3時30分頃というように考えておりますのでよろしくお願ひします。

本日ご審議いただきます案件は、「平城宮跡歴史公園における大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）公園の変更（案）」及び「朱雀大路緑地における大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）緑地の変更（案）」並びに「百楽園5丁目における大和都市計画（奈良国際文化観光都市建設計画）地区計画の変更（案）」でございます。

なお、平城宮跡歴史公園と朱雀大路緑地の案件につきましては、互いに関連する議案でもございますので、併せて説明と質疑を行った後で、それぞれの賛否をとらせていただきたいと思います。それが終わりましたら、百楽園5丁目についての説明と質疑を行わせていただきます。

最後に「代理出席に関する事務取扱」につきましてご審議をお願いすることにしております。

それでは、「平城宮跡歴史公園における公園の変更（案）」並びに「朱雀大路緑地における緑地の変更（案）」について事務局からご説明願ひします。

事務局

それでは、今、会長からご説明がありましたように、平城宮跡歴史公園並びに朱雀大路緑地について、説明させていただきたいと思います。

都市計画区域のなかで、大和都市計画として変更とさせていただいておりますけれども、今回、平城宮跡歴史公園については追加、朱雀大路緑地につきましては廃止ということで、説明させていただきたいと思います。

それでは、資料の説明に入らせていただきます。

まずは、総括図でございます。平城宮跡歴史公園と朱雀大路緑地の位置を示しております。皆様ご存

じのように、位置につきましては、西側の近鉄大和西大寺駅と東側の新大宮駅の間に位置しております。朱雀大路緑地につきましては、平城宮跡歴史公園の計画しております中に存在しております。北に向かつては、佐紀の古墳群や平城山の緑が背景となっております。

次に、都市計画の計画書でございます。

8・6・7号、平城宮跡歴史公園を次のように追加する。

種別といたしましては、「特殊公園」でございます。

番号といたしましては、「特殊公園」を示す番号の8、それから面積規模を示す番号の6、特殊公園としての通し番号の7。8・6・7でございます。

公園名といたしましては、「平城宮跡歴史公園」。

位置につきましては、奈良市佐紀町、法華寺町、二条町1丁目、二条大路南2丁目、二条大路南3丁目、二条大路南4丁目及び二条大路南5丁目の各地内でございます。

面積といたしましては、約132haでございます。

主な施設といたしましては、復原建物、広場、交通ターミナル等がございます。

追加の理由といたしましては、世界遺産「古都奈良の文化財」の構成資産の1つであり、我が国を代表する歴史・文化遺産である特別史跡平城宮跡のいっそうの保存・活用を図るため、公園として都市計画決定を行い、整備の促進を図るものである、ということになっております。

次に、都市計画緑地、第17号朱雀大路緑地を次のように廃止するという事で、次の内容を挙げさせていただきます。

番号の17は、緑地としての通し番号でございます。

緑地名といたしましては「朱雀大路緑地」。

位置に関しましては、奈良市二条大路南3丁目。

面積といたしましては、約0.74haでございます。

理由といたしましては、「平城宮跡歴史公園」の都市計画決定に伴い、区域内にある「朱雀大路緑地」は当初設定されていた「環境の保全機能」の規模を大きくしてそのまま引き継がれることとなったため、「平城宮跡歴史公園」の都市計画決定と同時に「朱雀大路緑地」は廃止する、ということになっております。

それでは、平城宮跡歴史公園と朱雀大路緑地の区域について説明いたします。

前のパワーポイントで、航空写真によります区域図を載せさせていただきます。この赤で示させていただきますのは、平城宮跡歴史公園であります。それから、現在整備が終わっております朱雀大路の東側に位置するこの黄色の部分、これが朱雀大路緑地でございます。

それでは、計画図であります。

平城宮跡歴史公園と朱雀大路緑地の区域を入れておまして、面積につきましては、先ほど説明させていただきましたように、歴史公園が約132ha、緑地につきましては0.74haであります。

区域につきましては、南側に大宮通り、西側に主要地方道奈良精華線、北側に至りましては佐紀町の町の南側、それから東側につきましては法華寺町の町の西側に存在します。そして南東部分には国道24号線に接するこの区域でございます。

朱雀大路緑地につきましては、先ほども説明させていただきましたように、一部整備が終わっております朱雀大路のちょうど東側に位置するところでございます。

区域の設定の考え方でございます。

これまでの保存整備の経緯を踏まえまして、本公園に導入すべき機能を展開するうえで必要な区域と

して設定いたしました。また、地形・地物の状況を踏まえた公園として一体性の確保、整備・管理の容易さといった点に留意いたしまして、公園区域の設定を行います。

まず、特別史跡平城宮跡の国有化された区域でございます。黄色で表示されている区域でございます。国有化された区域がこの地域でございます。

それから、史跡朱雀大路跡の区域。この区域でございます。平城宮跡の南側に接する朱雀門を経て往時の平城京に至るメインストリートであった区域であり、特別史跡の区域と併せ、有効な一体利用を図る区域として定めております。

それから、朱雀大路跡の東西の部分、東側と西側の部分でございます。朱雀大路の両側にあり、歴史・文化体感・体験機能や歴史・文化交流拠点機能、観光ネットワークの拠点機能、利用サービス機能を満たすうえで必要な施設を設けるとともに、広がりを持つ朱雀大路跡と一体的な景観形成を行う区域として含めております。

それから、平城宮跡の南東部に位置する区域でございます。この区域でございます。平城宮跡の南東側にあつて、奈良市の中心市街地に至る区域と平城宮跡を隔てる区域であり、区域内から外への歴史的な眺望を確保するうえで、宮跡周辺の市街地景観への対処を行う区域として含めてまいります。

以上が、公園の区域の説明でございます。

次に、平城宮跡の歴史公園の整備について、説明させていただきたいと思っております。

「平城宮跡の保存・整備について」ということで、これまでの流れについて説明させていただきたいと思っております。

史跡指定が大正 11 年に最初にされまして、その後特別史跡の指定が昭和 27 年にされておりますが、その後、昭和 40 年、昭和 45 年、昭和 54 年、平成 3 年と特別史跡の拡大がされております。

昭和 38 年より、国（文化庁）による買い上げが進み、現在継続中であります。

また、昭和 53 年には、「特別史跡平城宮跡保存整備基本構想」が策定されまして、平城宮跡を「遺跡博物館」と位置づけ、段階的整備を進めることを基本方針とすることになりました。

平成 10 年には、「古都奈良の文化財」として、平城宮跡が 8 資産の 1 つとして登録されております。

平成 20 年 5 月には、昭和 53 年に策定されました基本構想に基づきまして、推進計画を策定いたしております。推進計画には、保存管理、調査研究、活用、整備、景観保全、整備実施・管理運営に関する方針を記載しております。

平成 20 年 10 月には、国営公園化が閣議決定されております。

そして、平成 20 年 12 月 1 日には、国営飛鳥・平城宮跡歴史公園・平城宮跡区域基本計画が決定されております。

それでは、国営公園平城宮跡歴史公園平城宮跡区域基本計画の概要ということで、簡単にご説明させていただきたいと思っております。

基本計画については、広大な面積をもつ公園を 20 年から 30 年あるいはそれ以上の長期にわたり、歴史遺産にしていくうえで踏まえるべき基本的な内容を定めるものであります。

したがいまして、基本計画を策定した後、計画にある個別の施設のゾーンについて、整備の順序やスケジュールを検討するとともに、具体の工事に向けた設計内容の詳細化を進めていくこととなります。

それでは、基本計画の策定の経緯ということで、簡単にご説明させていただきます。

お手元の資料では、申しわけございません、いちばん後ろに付けておる内容でございます。

基本計画の策定にあたりましては、基本計画策定委員会というのを設置いたしました。委員会設置の目的といたしましては、「特別史跡平城宮跡区域について、国営公園事業として整備することとなり、

地域が実施する周辺の公園整備区域を含め一体の都市計画公園として、その整備・管理の基本計画を策定するため、学識経験者等で構成する委員会を設置し検討を行う」というのが設置の趣旨でございます。

委員会につきましては、第1回、平成20年5月27日に行われておりまして、検討内容といたしましては、今後の検討委員会の進め方についての確認、国営公園の計画策定に当たっての基本的な考え方について、というのを審議いたしております。

第2回目は、平成20年6月20日、公園の基本理念・基本方針案が提示され、導入すべき機能、公園区域、ゾーニング、施設計画、動線計画、管理運営方針及び周辺整備の方向についてということで審議されております。

第3回目、平成20年7月30日に、基本計画（案）の検討が行われました。

そして、パブリックコメントが、平成20年8月18日から9月16日までの30日間実施されております。

そして第4回、平成20年9月29日に、基本計画（案）の再検討がされ、20年12月1日に基本計画が決まっております。

それでは、基本計画の内容について、ご説明させていただきたいと思っております。

基本計画では、「奈良時代を今に感じる空間を創出する」ということを目指しまして、貴重な歴史・文化資産として確実な保存を前提として、6つの機能を導入することとされています。

前のパワーポイントで示させていただいておりますように、この機能を導入することになっています。

1番目に、今後も継続される調査研究を基にした遺跡の活用や、広大な歴史的景観を活かした歴史・文化の体感・体験機能であります。

2番目といたしまして、平城宮跡や奈良全体の歴史・文化情報を国内外に発信するといった交流拠点機能であります。

3番目に、奈良県観光のゲートウェイとして、県内の観光ネットワークの拠点機能。

4番目といたしまして、都市部に残された貴重な緑地として、自然的環境を保全し、さらに創出する機能。

5番目といたしまして、都市部に残された貴重なオープンスペースとして、従来からある多様なレクリエーション利用に対応する機能。

そして最後といたしまして6番目に、快適性や利便性を高める施設整備により、質の高いサービスを提供する機能という6つの機能を導入することになっております。

それらの機能を展開することで、整備内容を具体的に示したのが、その整備計画図でございます。

これは20年～30年あるいはそれ以上の長期にわたりまして整備された最終系の整備図面として表しております。

本計画は、この区域を4つのゾーンに分け、各ゾーンの役割に見合ったハード面及びソフト面事業を展開していくことにいたしております。

まず1つ目、4つのゾーンのうちの1つ目でございます。

シンボルゾーン。歴史資産の活用を主とする空間でございます。史跡の中心部、それから東院庭園です。この区域をシンボルゾーンとして位置づけております。朱雀門や第一次大極殿などの復原建物を中心に、歴史資産を活かした空間づくりを行い、併せて往時の平城宮跡の様子を体感・体験できる区域であります。

次に、緑地ゾーンであります。

シンボルゾーンの両側に位置するゾーンとして設定しておりまして、文化財調査の未発掘箇所が多い

区域、若草山や生駒山などの眺望を楽しみ、平城宮跡の広がりを感じられる区域であります。散策や自然観賞など草地や湿地などの環境を活かしながら、多様なレクリエーション利用ができる区域として設定しております。

次に、外周ゾーンであります。

周辺を囲むような区域で、主として特別史跡区域の外周部に設定しておりまして、隣接する市街地の遮蔽と景観づくりと併せまして、来園者のサービス機能を充実させます。市街地との間に樹木を植え、環境園路や公園の出入り口として必要な施設を設けていきたいと考えています。

最後となりましたけれども、ちょうど朱雀大路を含む、朱雀大路の両サイドを入れた南の区域でございます。拠点ゾーンとして位置づけられておりまして、公園全体の利用拠点となる空間として、朱雀門の南に位置しております。平城宮跡の正面玄関または奈良観光の玄関口として、公園全体の管理・運営の拠点や観光ネットワークの拠点となる施設を集中的に設けます。朱雀大路から朱雀門にかけて、往時のスケールを感じさせる広がりのある空間となります。

なお、これまでの経緯のなかで、宮跡内に道路や鉄道、文化財の調査研究施設が設けられております。これらは、将来的に移設することになっておりますけれども、道路につきましては、移設されるまでは、今ある道路が通れなくなるということはありません。関係機関との連絡調整を密にしながら、段階的に整備を進めていくことになっております。

最後になりましたけれども、これが整備区域図であります。

平城宮跡歴史公園の整備につきましては、国営公園事業による整備と、国営公園の周辺で、国営公園と連携して奈良県が整備する区域とに分けられます。この図面は、国と奈良県の整備区域を表しております。国が整備する区域といたしましては、緑のハッチで囲まれたこの区域でございます。

奈良県が整備する区域といたしまして、朱雀大路の西側それから朱雀大路の東側の南半分、それから東南部の区域、これが奈良県の整備する区域となっております。

以上で、平城宮跡歴史公園並びに朱雀大路緑地の説明を終わらせていただきたいと思います。

会長、よろしく願いいたします。

〇〇会長

はいどうもありがとうございます。

お聞きいただきましたように、この資料でございますように、計画書。都市計画公園に、新たに特殊公園としての歴史公園を追加するということが、これは県の決定でございますして、市としては、これに同意するということになります。

それから、下のほうは都市計画緑地というような、朱雀大路の緑地の、先ほどございました、この地図にもありますが、この部分を、この都市計画公園に、平城宮跡公園が指定されますと、その中に入ってくるということになりますと、わざわざこれまで環境保全機能を果たせるために持っておりましたこの緑地、朱雀大路緑地を別途設定する必要がなくなる、ということでございますから、これを廃止して、公園全体の中に入れると、この2つの案件でございます。

この下のほうの緑地のほうは、これは市の決定でございますので、ここで決定をしなくてはなりません。ということでございます。

平城宮跡がいわゆる国営公園になったという経緯についてはもう委員の方よくご存じのとおりなのですが、今ご説明があったようなかたちで今後、整備されると。そのためには、都市計画公園にこの平城宮跡歴史公園を追加して入れなければならないと。そういう県の決定に対して、市が同意するかどう

か。ということで、いろいろ先ほども説明のなかでありましたように、今後 20 年あるいは 30 年の月日をかけてやっていく計画でございます。非常にある意味ではいろんな関連の問題が出てこようかと思えます。今直ちにということではございませんけれども、我々の子ども、孫の頃に完成するということになるだろうと思えます。

お気づきの点も含めまして、ご議論をいただければと思います。ご意見等お聞かせをいただければ。はいそれでは、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

この公園にする説明会を地元でされたとうかがっております。地元の都跡、伏見、大宮、佐保地区で説明会をされましたが、その状況及び公聴会の内容を少しご説明いただけますか。

〇〇会長

それでは事務局よろしくお願ひいたします。

事務局

説明会の内容ということでございますけれども、今も話がありましたように、地元佐保川、都跡、西大寺北小学校、あるいは奈良県の中小企業会館で、4回に分けて説明会を開催させていただきました。延べ人数で 213 名の出席をいただいて、いろんな意見をいただいたところでございます。

そのなかで、主な意見を紹介させていただきますと、我々は説明会のなかで意見をいただくわけですが、住民の方はそういった意見が消えてしまうのではないかと、そのへんをうまく反映していただけないというようなことの見解がございました。

また、今も区域に入れさせていただきましたけれども、公用化された以外の民地の部分が包含されております。そういった所の、新たな用地買収が生じるところの内容の計画は困るというようなご意見。

あるいは一条通り、いわゆる県道の移設、あるいは市道の大極殿通り、これの移設をともなう計画は見直してほしいというようなご意見。

そして新たにパブリックコメントをやって進めてまいりましたけれども、そういった意見を市民等に周知してください。また、この計画自体が何年にどうなるのかというようなスケジュール的なものを示していただいて、具体の説明をしていただきたい、こういうようなご意見がございました。

それと、公聴会につきましては、昨年の 11 月の 2 日に開催されまして、公述人 1 名の方が意見を述べられました。

その方の意見につきましては、この計画は地域住民に対する説明責任をきっちり果たしていないというようなご意見でございました。ただ国が決めた計画に沿って計画を進めていくというようなご意見。また、立ち退きを強制されたり、生活の道路を奪われたり、生活道路の付け替えにより立ち退きを強制されるというふうな方が多数おられるというようなご意見が、公聴会で出されました。以上でございます。

〇〇会長

はい、〇〇委員、どうぞ。

〇〇委員

今、聞きますと、淡々と説明されましたが、私が聞いておる範囲内では、さらに地元では困窮したように聞いております。しかし、私はこの近くに住んでいますから、いろんな意見を聞くのですけれども、こうしてこの平城宮跡は昭和38年から44、5年ぐらいまでに、あのへんの地元の方が農地を国が買収、県が買収して、このように残っておるわけです。もともと近鉄の車庫ができるということでしたし、住宅街になっていたかもしれません。

しかしそういう意味では、皆地元の人もいろいろ協力して、この平城宮跡が残って、今こういう歴史公園ということになって、整備されるということは、私もほんとに良かったなと思いますけれども、地元の人々の思いはいろいろあります。

で、真ん中に生活道路がありますし、駅も近鉄の線路も通っていますから、こないだの説明会では、これが決定されますとすぐに、その周辺に残っている家も立ち退きせないかん、道路がなくなるというようなニュアンスに受け取って、かなり地元の人が紛糾している。いまだにそういうふうにいる人もたくさんおりますから、これ何かしようと思えますと、また住民が騒ぐのではないかというふうな気もします。今、1300年記念事業をここでされますけれども、そこへ、何万人、何十万人の方が来られます。

道路についてもなかなか難しい面もありますし、いろんな変更されていますけれども、それとこの国営公園とはまた別の次元の話ですけど、住民の人はもう皆一本に考えますから、不安で、そういう説明会がありますと、そういうものに反対のように聞こえるのですけれども、先ほどの説明を聞いておりますと、段階的に地元の見解を全部聞いて、20年、30年ずっと、最終的にはきちっとしたいというふうなこともよくわかりますので、よく地元の人たちとも協議をされて、地元の人たちも納得をされて、うまくいけるように運営やっていっていただきたいということを要望しておきます。

〇〇会長

ありがとうございます。何にせよ、今、〇〇委員の質問がありましたように、今の平城宮跡自体が、こういうかたちで残されるまでには、いろいろいろいろと土地を提供されたり、というふうなことがあってできたと思います。また、ご懸念があるかどうかというのはよくわかるわけであります。

今おっしゃったことはいちばん大事なことの1つだと思いますので、ぜひこれは肝に銘じておかなければなりません。仮に、県の決定に対して、まだ決定しておりませんが、市が同意するということであっても、こういったことは十分に反映をさせないといけないなあというふうに考えます。

どうぞ〇〇委員、お願いします。

〇〇委員

ちょっと確認をしたいのですが、この地図の範囲内に〇〇の工場はどこにあるのですか。

〇〇会長

〇〇の工場の場所を教えてください。示してください。

〇〇委員

そうすると、この国営公園のエリアの中に、現在の〇〇の工場が入っていると、こういうことですね。

事務局

そうです。

〇〇委員

間違いありませんな。

そうすると、〇〇の工場のこれは、移転するのですか。

この問題について、私から少しお話ししたいと思うのですが、ここにご出席の皆さん方がご存じかどうか知りませんが、お辞めになられた〇〇知事さんの時からだと思うのですが、ご案内のように、〇〇の工場が中ノ川へ移転をすることによって、その跡へ県は総合文化財機構、今の奈文研を少し大きくしたそういうものを設置するようなプランがございました。

それで、奈良市はそれを受けて、結局その山を買収して、〇〇の工場は移転をするものというふうに期待をしておりましたが、最終的に〇〇の工場のご都合によって、移転されなかった。と同時に、県が計画しておられた総合文化財機構ができなくなった、そういう歴史的な事実があるわけですね。

これは当然、私も議会で申し上げましたけれども、結局、現在 100 億近くになっております山をそのままいわゆる未使用土地として眠っている。〇〇の工場は移る予定だったと。簡潔に言えばそういう経過があるわけですね。これは、今の〇〇の工場がエリアに入っている以上は、具体的に、〇〇の工場はどうするつもりですか。

会長

事務局のほうで、今のご質問の答えをお願いします。

事務局

現在、県の整備区域の中に入れさせていただいておりますけれども、今後この企業者と協議していくなかで、どこかへ移転になるのか、あるいはこの場所の用地買収に応じていただくとか、それはまだ決まっておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

〇〇会長

どうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

〇〇の工場と協議していくという、〇〇の工場はこういう現実というものを十分知っていらっしゃるのですか、企業側は。

事務局

今現在、都市計画の決定の手続きを進めている段階でして、まだ〇〇の工場さんとの接点は持っていない状況です。

〇〇委員

〇〇の工場は、そういう過去に移りましょうという、そういう約束をしたわけです。ご存じかどうか知りませんが、そういう事実があるわけですね。また、こういう計画を我々が決定するまでに、まだ〇

〇の工場がこういう状況を知らないということであって、もし〇〇の工場が前に移転すると言いながら移転されなかったという現実があるのですね。

もし〇〇の工場がそれによって移転されなかったらという仮定の話はできませんが、やっぱり国営公園化するわけですから、当然これは、奈良市が管理運営するのではなくて、国と県が管理運営されると。したがって、いわゆるこの経費は、国で、あるいは県と両方でやっていかれるということです。奈良市は出す必要がないと。そういうことまでほぼ決まっておりますながら、市役所の近くの、いわゆる〇〇の工場がこのままずっと居座るとなると、私は将来、問題を残すのではないかと。

近鉄は今、〇〇委員が言われたようなことで、当初、昭和の初めの国会で問題になったと聞いておりますが、いまだにそのまま残っていると。世界文化遺産になったときに、いわゆる公有地を貸していると、さらに工業プラントとともに居座るとなってくると、いかがなものかというように私は思います。今ここでどうこう議論しても仕方ございませんけれども、この点に原因があるということだけ申し上げたい。以上です。

〇〇会長

ありがとうございます。

今の〇〇委員のご意見について、これ以上の、この段階でのご説明はございませんか。

事務局

鉄道等の、今おっしゃっている〇〇の工場の関係につきましては、この計画に入っているということは、当然、地域の住民の方のエリアを取り込んでいる関係と同様でございます、計画に含まれていることは認識をいただいています。ただ、事業展開のなかで、用地買収ということが増えてまいりますので、その段階のなかで移転等々の交渉に入ることになってまいります。

また、鉄道、道路につきましても、先程来から、20年、30年、いやそれ以上ということも考えられるわけです。当然地域の住民の方のご理解をいただかないと整備はできないというふうに考えておりますし、市も当然のことながら、県、国のほうに通じまして、地元には十分事業計画を説明するなかで、環境整備を含めた内容を協議してまいりたいと。そして、協力を得たい、このように思っておりますので、よろしく願いいたします。

〇〇会長

〇〇委員、よろしゅうございますか。

〇〇委員

それで今さらこの問題を私がどうこう過去のことを議論しても仕方ございませんけれども、要は国営公園になったのだから、国、県は責任をもって、今までのことを解決してほしい、と言う他に言い方はございませんから、質問はこれで終わりたいと思います。

〇〇会長

では今のご発言はそのまま記録しておいてください。

ほかにございませんか。はい、〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

公園ですから、特に新規公園ですから、復元的な要素がかなり強いと思うのですが、1300年を経過していろいろな道路の拡幅とか、小さい道路の増設とか、いろんなことが次々に行われてきています。

そのなかで、復原というのを何を復原するのか、ある程度そういう歴史的経緯を含めて、史跡をどのようにしていくのかというあたりの考え方は、どうなっているのかなど、ちょっと気になったのです。

それで、このエリアの中の街路とか、都市計画上のスペースも結構つくられると思うのですが、そういうものの指定とか都市計画街路の指定というのは、この中に入っているのでしょうか、あるのでしょうか。ちょっとお尋ねします。

〇〇会長

今の発言どおり、計画道路の問題が大きいかと思いますが、どうなっているのか。

事務局

都市計画道路、公園の広域計画の中には都市計画道路は含まれておりません。ただ、北側に一条富雄線というのがあって、すでにこれは都市計画決定されておりまして、幅員が24mだったと思います。

〇〇委員

北側のところですか。

事務局

はい、その北側の、今ちょうど前のスクリーンのほうで示しておりますルートを通っているのですが、これは都市計画決定の段階でして、事業化はしておりません。

〇〇委員

わかりました。電車から非常に目立つのですが、ボーリング場はどのようなのですかね。

事務局

今示しております県のほうで整備する公園のエリアの中に含まれています。

〇〇委員

含まれているのですか。

事務局

はい。

〇〇委員

わかりました。

〇〇会長

よろしゅうございますか。

ちょっと私からも質問したいのですが、この1の5のところにあります基本計画ですね、決定された。平成20年12月ですね。それによって先ほどゾーニングのところの説明もありましたけれど、今後計画が実施されていくということになります、とりあえず来年にはこの中で1300年記念事業をしていくことになります。

この平城宮跡歴史公園をどういうふうに使ってイベントをやるのですか。そのイベントの中身、真ん中の構築物のようなものを建てるのが国営公園であればできないのか、そのへんのところをちょっと教えていただけますか。あるいは、この公園というのは20年、30年、あるいはそれ以上というお話をお聞きしたのですが、ひとつ来年の1300年というのが、ひとつの大きな計画の出発点になるというふうに考えてよろしいでしょうか。

事務局

この国定公園化につきましては、1300年記念事業を1つの契機として、国営公園を進めていくということになっているという位置づけとなっております、1300年記念事業の関係で、私どもが聞いている範囲になりますけれども、今、大極殿の復原をやっていただいておりますそのエリア、つまりシンボルゾーンというところのゾーンになりますけれども、そこがメインの会場のエリアということになってまいります。

したがって、そこの整備に向けて、国営事業も調整を図りながら整備が進められるように聞き及んでおります。会場といたしましては、そのゾーンと、従来のゾーンと、第一次朝堂院の跡、そのへんが平城宮跡のゾーンとなっております、秋、春、通期を通じてイベント等が開催されることになっております。

また、遺構展示館というのは、県道の南側でございますけれども、その周辺のエリアについても、通期を通じて、体験型のイベント「天平の旅」というイベントが開催されるということになっております。

また、ちょうど資料館の東側のスペース、そこについても、花と緑の展開のイベントとか、あるいは秋の宴といったものが、これにつきましても、春、秋あるいは通期を通じて展開されるというところがございます。

また一方、朱雀門の前の空間のところでございますけれども、そこに春と夏、そして通期を通じてのイベントが開催されて、春には花と緑の関係のイベント、夏には平城宮の回廊の関係のイベントが開催されるというふうになっております。

また、朱雀門の北西の所では、今駐車場に利用されている所についても会場になっているように聞いております。

また、これらの来訪者の交通につきましては、西大寺の南側から、駅前の広場のほうからシャトルバスでの送迎、あるいはJR奈良駅西側広場からのシャトルバスの運行等を利用して、来訪者の輸送関係を計画しているというふうに聞いております。以上でございます。

〇〇会長

はい、どうもありがとうございます。だから、そういうイベントが行われている間は、大極殿及びその周辺を使って、ということですか。いわゆるその基本計画を推進していくということにつきましては、ここしばらくは動かないということなんですか。始まらないということなんですか。

事務局

当面、1300年記念事業を迎えるまでと、一定の整備をできるだけ進めたいと、その後は1年間イベントが開催されますので、具体の事業化に向けて調査とか、測量関係というのはその後になるというふうに認識しております。

〇〇会長

ありがとうございます。ほかに何か、ご意見なりご質問なりございますれば。

特にございませんか。

それでしたら、この案件は、資料の1-2に戻っていただきますと、いわゆる都市計画公園に8・6・7平城宮跡歴史公園を追加するという、これは都市計画公園に入れるということにつきまして、これは県の決定事項でございますので、市としては同意するかしないかということになります。したがって、ここで原案どおり了承するというところでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声)

ありがとうございます。

それでは、原案どおり「平城宮跡歴史公園における公園の変更(案)」について、了承することいたします。

続きまして、この下側の、市の決定でございますが、「朱雀大路緑地における緑地の変更(案)」について、これは都市計画法第19条の規定によりまして、賛否をとらなければなりません。

先程来のお話で出ていましたし、ご説明のあったようなことで、この緑地を廃止するというに、原案どおりご賛成をくださる委員の方は挙手をお願いいたします。

ありがとうございます。全員、挙手をいただきました。全員賛成ということで、「朱雀大路緑地における緑地の変更(案)」につきましては、原案どおり可決いたします。ありがとうございました。

それでは、もう1つの、よくこの審議会で審議をさせていただいております地区計画の案件が1つございます。資料の綴りの2のところにあります「大和都市計画(奈良国際文化観光都市建設計画)地区計画(百楽園5丁目)の変更(案)」について、事務局からご説明をいただいた上で質疑をいただきたいと思っております。よろしく申し上げます。

事務局

それでは、「百楽園5丁目地区計画の変更(案)」についてご説明申し上げます。

資料2-1ページ左の総括図またはスクリーンをご覧ください。

百楽園5丁目地区計画区域は、近鉄奈良線学園前駅及び富雄駅の両駅から1,000mに位置しています。区域の北側は病院、その他の周りは低層の戸建て住宅地に囲まれています。

スクリーンをご覧ください。

百楽園5丁目地区計画は、大和都市計画区域の第4回定期見直しにおいて、区域の一部が第1種低層住居専用地域から第1種住居地域への用途地域の変更に合わせ、適正な土地利用を誘導し、良好な医療施設と住宅市街地の形成を図るため平成13年5月15日に決定されました。

現在の地区計画区域における用途地域等の地域地区の内容についてご説明申し上げます。

スクリーンをご覧ください。

A地区及びB地区につきましては、第1種住居地域、建ぺい率60%、容積率200%、15m高度地区が指定されています。

C地区は、第1種低層住居専用地域、建ぺい率40%、容積率60%が指定されています。

現行の地区計画の制限内容について、地区ごとに簡単にご説明申し上げます。

資料では、2-2ページから2-5ページにかけ、それぞれのページの右に掲載しています。

スクリーンをご覧ください。

A地区の制限内容で、A地区では建築物の用途の制限が定められており、福祉施設及び診療所または病院だけが建築できる内容となっております。

B地区では、建築物の用途の制限として、建築できない用途を記載しており、寄宿舍、工場、スポーツ施設、ホテル及び旅館などのほか、床面積の合計が150㎡を超える店舗や事務所が建築できません。

また、B地区におけるその他の制限として、壁面の位置の制限と建築物の形態または意匠の制限が定められています。

C地区では、建築物の用途の制限として、長屋住宅や共同住宅などが建築できない用途として定められており、その他の制限といたしまして敷地面積の最低限度と建築物の形態または意匠の制限が定められています。

スクリーンをご覧ください。

平成18年11月撮影の空中写真です。

A地区におきましては青空駐車場、B地区につきましては5階建ての共同住宅で60戸ございます。

C地区につきましては、14戸の低層戸建て住宅地が形成されております。

今回の地区計画の変更についてですが、平成15年当時、A地区において調剤薬局が建築できないか問い合わせがありましたが、調剤薬局は建築基準法上「日用品の販売を主たる目的とする店舗」に該当するため、A地区には建築できないので別の場所を探していただくよう回答いたしました。

しかし、昨年、病院周辺には調剤薬局の適地がなく、また、厚生労働省の医薬分業推進から病院内の薬局についても、本来の入院患者向け業務に仕事内容をシフトしていることから、地区計画の変更要望がありました。

変更を行う理由ですが、スクリーンに示しておりますように、平成18年の医療法改正により、「調剤を実施する薬局」は、医療提供施設と位置づけられ、調剤薬局が単なる医薬品販売店舗でなく、調剤という医療を提供する場所であることが明文化され、A地区における医療施設等の充実を目的とする適正な土地利用を誘導するため、変更手続きを行いました。

本日配布させていただいておりますA4版の用紙で両面に印刷がしてあるのですが、医療法の抜粋について掲載させていただいております。医療法第1条の2第2項が、今申しあげました医療提供施設という文面の出ている所でございます。

また、A地区の変更に合わせて、既に建築物が建築されているB地区とC地区の地権者の方々と地区計画の制限内容等について検討を行い、C地区について制限内容の変更がございます。

まず、A地区の変更内容についてご説明申し上げます。

スクリーンをご覧ください。

A地区における変更の内容ですが、まずこの赤色の部分、約250㎡ございますが、これが今回A地区に編入を予定しております。

また、建築物の用途の制限として、現行の福祉施設や診療所または病院の建築を可能とする制限に、

調剤薬局として店舗の建築が可能となるよう 150 m<sup>2</sup>以下の店舗、また、ビル管理事務所等の必要性から同じく 150 m<sup>2</sup>以下の事務所が建築できる内容に変更するものです。

本日配布させていただいております A 3 用紙のカラー刷り「用途地域による建築物の用途制限の概要」をご覧ください。

スクリーンでは同じものですが、項目の上半分を表示しています。

建築物の用途欄を黄色で着色しております箇所につきましては、第 1 種住居地域で建築できる用途です。

第 1 種住居地域では、店舗または事務所は 3,000 m<sup>2</sup>まで建築が可能となりますが、調剤薬局として 150 m<sup>2</sup>以下で、十分機能できることと B 地区において既に店舗、事務所を 150 m<sup>2</sup>以下に制限していることから 150 m<sup>2</sup>を上限としました。

その他の用途の制限は変更ございませんが、スクリーンに表示しております黄色の箇所の青字で表示している部分が建築可能としている用途です。

また、A 地区は全体で約 3,000 m<sup>2</sup>ございます。そこで、150 m<sup>2</sup>以下の店舗が乱立することを防止するため敷地面積の最低限度を 300 m<sup>2</sup>以上とし、併せて A 地区における建築物の敷地の総数を 5 以下とする制限を加え、周辺の居住環境の維持・保全を図りたいと考えております。

次に、C 地区の変更内容ですが、スクリーンをご覧ください。

C 地区には既に低層の戸建て住宅が 14 戸建ており、権利者の方々と検討した結果、地区内に大規模な施設となる建築物の用途について制限を行いたいとの意向から、専用住宅または兼用住宅を主体とした内容に変更することで合意できました。

具体の制限内容として住宅をはじめ、兼用住宅で非住宅部分の面積が 50 m<sup>2</sup>以下で延べ床面積の 2 分の 1 未満の用途を兼ねるものとして、事務所、店舗、教室、アトリエ、神社寺院等に類するもの。

また、面積等の制限はありませんが、老人ホーム、保育所などの福祉施設や診療所などと用途を兼ねる住宅が建築できるものとしています。

また、その他の変更として、敷地面積の最低限度に関する制限に公益上必要な建築物についての除外規定を加えています。

本日、先ほど見ていただきました A 3 用紙のカラー刷りの裏面に第 1 種住居専用地域に建築できるものを印刷しております。

スクリーンに示させていただいておりますのは、C 地区におきます地区計画の制限によって建築できるものを青色で表示しております。そして、緑色のものは、兼用住宅など面積等の条件に合う場合建築できるものとし、赤字のものにつきましては、建築できないものとしての表示をさせていただいております。

以上が制限の変更内容ですが、計画書における方針等についても変更を行っております。

資料 2 - 2 ページ左をご覧ください。

地区計画の目標として、良好な居住環境を将来にわたり維持・保全することを追記するとともに、土地利用の方針として、細区分した地区ごとの土地利用方針を記載し、A 地区は医療環境の維持向上に必要となる最低限の事業所からなる医療福祉地区の形成、B 地区は中層住宅を主体とし、C 地区は低層戸建て住宅を主体とした土地利用を図ることを記載しています。

以上が、百楽園 5 丁目地区計画の変更案ですが、この変更案について都市計画法第 17 条に基づく案の縦覧を本年 1 月 16 日から 30 日までの 2 週間実施しましたところ、1 名の方から意見書の提出がございましたのでご報告申し上げます。

先ほどA4の用紙裏面に「百楽園5丁目地区計画案に関する意見書の要旨」としているものです。

意見の要旨として、A地区に建築できる用途は病院に関する施設に限定し、建築物の規模等については、周辺の環境悪化に配慮した制限を要望されており、市の考えといたしましては、150㎡以下の店舗及び事務所の建築を可能とするのに合わせ、周辺の居住環境の悪化をもたらす敷地の狭小化を制限するため敷地の最低限度を300㎡以下とする制限のほか、地区内の建築物の敷地の総数を5以下とする制限を行うことにより、地区内における店舗及び事務所それぞれの総量を750㎡以下に抑える制限とし、周辺の居住環境の維持保全に配慮した制限内容であると考えております。

なお、地権者及び事業者に対し、地区整備方針で定める土地利用の基本方針を遵守し、土地利用に当たっては、周辺住民への事業説明を行い、誠意をもって対応するよう申し伝えております。

以上で、百楽園5丁目地区計画変更案の説明を終わります。

よろしく願いいたします。

〇〇会長

ありがとうございます。

この案件ですけれども、非常に簡潔ではございますが、ポイントはどこにありますか。固有の名前としては、調剤薬局というのが出てきましたけれども、それをどうするのですか。

事務局

調剤薬局ということで、まず医薬分業というのが先にありまして、医者は診る、そして処方箋を書く、薬剤師さんは処方箋に応じた薬または薬についての効能などの説明を行うという分業、そのことによりまして、入院患者さんというものに専念するというのが前提になっていることから、医師と薬剤師さんとの分業というものが進んでいます。

それで、当計画のA地区につきましては、医療と福祉施設のみということでの用途の制限にしておりましたが、病院とは違う会社なんです、この病院の前でどうしてもやりたいということで、いろんな所を探されたのですが、適地がないということで、何とか建てさせていただきたいということの相談がございました。

そのなかで、本来3000㎡の店舗または事務所も建築可能なのですが、周辺が戸建て住宅地ということですので、できるだけ小さく絞りたい、そこで、最低限150㎡あれば調剤薬局が開設できるということがわかりましたので、B地区においても150㎡以下という制限が入っておりますので、それに合わせて制限させていただきました。

それで、この制限をかける説明会におきまして、ABCの3地区ございますので、B地区、C地区の、今現在商業住宅の所と1戸建て住宅の所があるのですが、そちらの方々に、当初住まれる前に決められている地区計画でしたので、皆さんと、制限内容について、話し合う場をもちまして、皆さんからの意見なりをお伺いし、B地区の方々、共同住宅の方々につきましては、今の制限の内容のままでいいという回答をいただいたとき、C地区の1戸建ての住宅の方々につきましては、次の将来を見込んで、今、奈良市のほうではこういうものを実際に住宅地には入れていますという説明と併せまして行いましたところ、今お示しさせていただきました内容について、合意いただきました。以上です。

〇〇会長

だから、そもそもの始まりは調剤薬局の位置というところから始まって、これまであった地区計画を、

住民のニーズを再度聞いて少しチェックしたうえで変更したと。これがこの2-1及び2-2以下に当たっているということですか。

事務局

はいそうです。

〇〇会長

地区計画というのは、ここでもいろいろ議論が出てくるわけなんですけど、やっぱり私も何らかの時にあまりこう極端なことをやると、その地区住民のエゴでやると、前面に出てくるのではないかなというようなことを申し上げた覚えがありますけれども、都市計画法に基づいて、できるだけ地区住民の意見を聞きながら、しかしそれが住民エゴにならないように、かたちで縛りを緩和したい、あるいは厳しくしたいというようなことでありますので、各地域によって若干違いますね。都市計画及び建造物の変更、禁止している建造物のもしくは緩和するという点については、若干違いがありますけれども、この百楽園5丁目に関しては、一部変更を加えるということになる、だいたいそんなところですか。

おわかりいただけたかどうかわかりませんが、この2-1の地図の右側にございますような土地利用の方針変更概要「A地区」「B地区」「C地区」それぞれについて変更すべきところを、2-2以下2-5までの所で、下線を引いた所が変更した所、こういうことになるかと思えます。

ある所では敷地面積を大きくしたり、ある所ではそれを小さく制限したりしながら、できるだけ住民の意向を、住環境、周辺環境の保全に努めていくと、そしてその結果、都市計画法の中で建築基準法等の中で定めていこうと、こういうことだろうと思えます。

ご意見等々ございますればお願いしたいと思えます。

じゃあ〇〇委員どうぞ。

〇〇委員

A地区の一部がこの地区計画の範囲に入っていますね。そうすると、範囲の変更というのは、区域面積は約何haということで、面積は変わりませんね。これだと地区計画の指定範囲なのか、それは述べられないで面積も変わらないというふうになりますね。それはこれでよろしいのでしょうか。

それから、150㎡以下の商店であれば、わざわざ調剤薬局だと言わなくてもそのままいけるのではないかなという感想を持ちました。

〇〇委員長

どなたかわかりますか。2点。

事務局

2点の質問でございます。まず、面積が変わらないで、区域が変わるというかたちのご質問です。地区計画の都市計画決定面積というのは、小数点1位というかたちで表現させていただいています。ということで、区域面積の拡大は、面積上数字は出てまいりませんが、2-6ページの資料を見ていただいたらわかりますように、地区計画されている区域でございまして、現行が右側、変更が左側となっています。その中で今おっしゃっていただいている部分が新たに編入されるというかたちで、都市計画の中で整備するというかたちになっています。

それともう1点の、150㎡ということですが、先ほどの説明の中にもありましたように、隣接のB地区との兼ね合いの数字の整合をとらせていただいているというところですが、その中で、調剤薬局と、あるいは、この中にはデイサービスの関係の福祉事務所とかいろいろ計画をもたれているようございまして、そのたとえば調剤薬局につきましては、その変更あとの事務所の用途に供する部分という中で面積規定を設けておりますが、現行の対応ですと、その調剤薬局が現在決めております建築物の用途に該当しないというふうなことに基準法的にはなってくるというような観点から面積を補正するなかで変更させていただいたというところがございます。

〇〇会長

よろしゅうございますか。ほかにございせんか。

ございせんようでしたら、この案件につきましても、賛否をお願いしたいと思っておりますが、よろしゅうございますか。

はいどうぞ、〇〇委員。

〇〇委員

ちょっと聞き漏らしたかもしれませんが、今のA地区、B地区、C地区の隣接地の地域は、どうなっているのですか。

〇〇会長

よろしく申し上げます。

事務局

資料の2-1ページに隣接地域を表示してはいますが、現在の地区計画の北側は第1種住居地域になっておりまして、その東側及び南側、西側では第1種低層専用住居地域になっております。

〇〇委員

参考に聞いておきたいのですが、よろしいですか。この第1種低層専用地域の建築物の用途の制限はわかったうえでお聞きしますが、第1種低層住居地域とかですね、第1種住居地域において、公職選挙法に規定される選挙事務所の建設は可能かどうか。

それから、関係用語は忘れましたが、たとえば、政党助成法に関して、政党の事務所等は建設可能であるか。この2点についてお聞きします。

〇〇会長

どなたが回答しますか。お願いします。

事務局

すみません、おっしゃっている選挙事務所というのは、仮設。

〇〇委員

だから、仮設というふうに理解できるかどうか、選挙の期間中で事務所を開くというのは当然、後援

会事務所というかたちである場合が多い。するとその事務所は、たとえば個人の家で2分の1以上の部分もある所もありますが、50㎡以下ですわ。しかし公職選挙法で規定するところの選挙事務所あるいはそれに類するものについての制限は、あるいは店舗に関してはどうか、こういう質問です。

〇〇会長

おわかりですか。

事務局

仮設の扱いをとる場合はOKだと思っております。ただ仮設でない場合、委員が先ほどおっしゃいました、選挙期間前、その前という位置づけが僕にはちょっとできないので、申しわけございません。それで、仮設のとれる期間というのが認められる事務所の範囲だと。

〇〇委員

その仮設の期間というのは。

事務局

通常、3か月です。特に災害等のありましたときの仮設とか、建て替えのときには、それ相応に合った期間というふうになります。

〇〇委員

その場合、たとえば水道、電気等は可能かどうか。

事務局

可能です。

〇〇委員

ここで制限かける必要がないのではないか。仮設とか仮設でないとか、今私が申し上げているように、たとえば選挙のための事務所、あるいは政党助成法ですか、これに対する政党の事務所というのは、これは建てたらいかんというのは、本来おかしいのと違うかということを行っているのです。

〇〇会長

根拠をお持ちでございますか。

事務局

それは難しいです。

〇〇委員

難しいって、決めると言っているのだからはっきり答えなあかんやないか。賛成も反対も手をあげられへんから保留するわ、今日は。答えにならんと、こっちは判断でけへん。申しわけありませんが、私は態度を保留します。

事務局

事務所は事務所なのですが、仮設である場合は、用途地域の制限を受けないというかたちになるだけですので、この仮設期間中が問題だと。それで、先生おっしゃったような選挙期間中じゃない、その事前の時期からも、公職選挙法である程度守られているんじゃないかというご意見です。その意見に対して、よう答えません。すみません。

〇〇委員

僕が言っているのは、憲法で保障された政党活動としての事務所はこの地域で認められるのかということ。それに対して明確な答えを出されなかったら、こちらも明確な答弁のしようがない。

それくらい調べといてはつきり答えてくれよ、提案するんやったら。そんなことでどないすんねん。

事務局

今ちょっと時間少しいただいて、建築主事のほうに確認させていただきたいと思いますので、まことに申しわけございません。

〇〇会長

すぐできますか。これはもう賛否をとる直前でございますので、急いでください。

ほかにご意見はございませんか。

(時間経過)

〇〇会長

よろしいですか。

事務局

すみません、たいへん長らくお待たせしました。申しわけございません。先ほど質問ありました公職選挙法による事務所、政党の事務所については、ここに定めている基準以下であれば可能です。事務所の、たとえばA地区でみますと、事務所の用地に供する部分の面積が150㎡になっていますので、この範囲内の設置であれば可能ということになります。

〇〇会長

それは内容じゃなくて、種類じゃなくて、事務所の制限についてということですか。

事務局

事務所の中に入るということでございます。

〇〇会長

〇〇委員。

〇〇委員

C地区については、神社、寺院、教会、それからひかえさせてもらっていますが、住居が2分の1以上となっています。今回のC地区については、住居が2分の1以上で、面積が50㎡だということですが、公平性がおかしいではありませんか、というのが、私の質問です。

事務局

確かに、C地区につきましては、事務所の用途に供する部分が50㎡以内。なおかつ居住に供する部分が2分の1以上となった建物の事務所の設置は可能ということになります。

〇〇委員

そこまで説明があった。そこで、たとえば公職選挙法の規定によるところの選挙事務所等々についてはどうなのか、というのがさっきの私の質問です。

事務局

委員のご質問に答えさせていただきます。選挙事務所といたしまして、仮設といたしまして、選挙公職選挙法の期間、まあ一般的に受けている仮設申請におきましては、3か月程度を認めております。それについては、仮設申請許可を受けて、確認申請を出してもらったら建てられることがありますということでございます。

〇〇委員

ちょっと待って、最後の一言。確認申請を出していただければ建てることができます。建てることのできるというふうに理解していいのですか。

事務局

できるということでございます。

〇〇委員

できるということに間違いはないですか。

事務局

仮設事務所として、建設することができるということです。

〇〇委員

最後のところなのですが、建築確認をとれば仮設の事務所として、たとえば3か月を超えて可能ですかということと、それから建築確認そのものはおりののですか、ということです。

事務局

建築確認はあくまでも仮設申請であろうが、本設であろうが、必要であります。そのなかで、選挙事務所の用に供するものについては、3か月、6か月の期間を設けて、範囲を設けて建築することができます。

〇〇委員

6か月なのか、あるいは6か月を超えても更新して選挙事務所とか、あるいは選挙の事務所という表現が公職選挙法で可能かどうかわかりませんが、たとえば1年前から建設が可能かどうか。

事務局

それは、選挙の仮設としての用に供する部分については建設できます。

〇〇委員

仮設、仮設でたとえば3年、5年、10年いくことも可能性があるのではないか。

事務局

ないこともないです。仮に工事期間中が3年、4年かかれば、その部分に対する期間は3年、4年ということです。

〇〇委員

ということは、確認をしますが、仮設の事務所は認められて、仮設の期間はたとえ3年でも5年でも10年であっても、仮設であれば仮設として、当該区域内に政党の事務所あるいは後援会の事務所、もちろん選挙期間中の事務所は、仮設として期限後切らずに更新された場合には建設可能と理解していいか。

事務局

それは無理です。

〇〇委員

ちょっと整合性を欠きますが、どうですか。先ほどの、3年間、工事事務所として使えるとありますが、3年間後援会活動の事務所として、片方の工事はいいけど、選挙はアカンというのはおかしい。

事務局

あくまでも、社会通念上許される範囲の選挙期間中ということになっておりますので。

〇〇委員

選挙期間中と言うても、たとえば市会の選挙の場合は1週間です。その期間だけつけるというのは、ちょっとおかしいと思うので先ほど質問したわけですが、今の話のように、そのように3か月を超えて6か月という発言が先ほどあったと思います。これが1年経っても変わらないということがありますかということをお聞きしているのです。そうでなかったら現実いわゆる憲法で保障された政党活動が保障されないから、この発言については私は賛成できない。

〇〇会長

質問はそれでよろしいですか。

委員の皆さんに申し上げます。先ほどの〇〇委員の質問に対して、正確に答えられなかったことがありますので、専門の方に聞いた。その結果を今の通り言うておられるのです。私としては、いくらでも、堂々巡りかもしれませんけれども、このあたりのところで、委員が賛否を問われたときどうされるか、ということの判断の材料はある程度できたのではないかとこのように思いますので、都市計画法第 19 条に基づきまして、賛否をとらせていただきたいと思います。

「百楽園 5 丁目における地区計画の変更（案）」について、原案どおり賛成の方は挙手をお願いします。

ありがとうございます。出席委員の賛成多数によりまして、本案は原案どおり可決することにいたします。

最後になりましたけれども、その他でございまして、事務局のほうから、前回お出しいただきました、委員の代理出席に関する事務取扱に関しまして、事務局のご説明をいただいたうえで、決めさせていただきたいと思っております。お願いいたします。

## 事務局

それでは今日机の上に配布させていただきました代理出席についてという資料をご覧くださいと思います。

前回、代理出席について、各市の状況等ご報告させていただくということになっておりましたので、資料の「代理出席」調、奈良県内と中核市を調べさせていただきました。

奈良県内につきましては、奈良県さんにおきましては、関係行政機関の職員さんについて代理出席を認めております。奈良市をはじめ、今現在のところ、他市についてはそのような規定がございませんので、一応もしという話になれば、代理出席はだめですよというお答えです。

中核市につきましては、38 市に照会させていただきましたところ、関係行政機関の職員さんを通じて代理出席できるというのが、24 市ございます。理由につきましては、前回ご報告させていただきましたように、関係行政機関の中においては、組織としての意見をいただきたいということで、できるだけご出席いただきたいという趣旨もございまして、24 市に代理出席を認めております。

14 市につきましては、特に検討したことがないというのが、お答えでしたけれども、もしご希望があればということになれば、一応規定がないので今のところだめですよというお答えしかできません、ということでもございました。

続きまして、今回、奈良市におきましても、関係行政機関の職員につきましては、独立行政法人及び地方独立行政法人の職員の方を、当審議会の委員に任命したときに、まず関係行政機関または奈良県の職員さんと同様の取り扱いをするために、改正をさせていただきます。

また、この改正に合わせまして、当該審議会において、できるだけ多くのご意見をいただき、本市のまちづくりについて、議論を深めていただく関係行政機関の職員等が、委員さんになっている場合には、関係行政機関の組織の意志を代表して意見を表明することになると考えられますので、その委員さんに替わって会議に出席し、議決に加わっていただけるように改正をするものでございます。

新旧対照表にご覧いただければ、第 3 条第 2 項第 3 号に、独立行政法人等を、これに準ずる団体ということで、入れさせていただきます。会議第 6 条の第 4 項に、代理出席できる旨入れさせていただきます。

この条例の改正等につきましては、3 月の定例市議会のほうで、ご審議いただく予定をしております。

続きまして、事務取扱案でございますけれども、今回お願いしたいのは、もし議会のほうで認められれば必要となります代理出席届、委員さんから会長様宛に出していただく届出書をこういうなかたちで決めたいと考えております。

以下、条例案と、他市の状況、岡山市、久留米市、熊本市の表現等を参考に挙げさせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。以上でございます。

〇〇会長

ありがとうございます。

かねて、懸案になっております関係機関の代理出席についての問題。

今、ご説明がありましたように、関係行政機関、これに準ずる団体もしくは奈良県の職員または市の住民ということでございまして、ひとつ独立行政法人の問題が残っております。関係行政機関等に入らない、したがってこのところが、現実にはポイントになるかと思えます。

しかし、奈良市の当審議会における審議内容を考えますと、どうしてもこの独立行政法人のご出席を願わなくてはならないということが多いものですから、やはりその場合代理出席を認めていただくことが、妥当かというふうに思います。

したがって、今ご説明のありましたようなかたちで、奈良国際文化観光都市建設審議会の条例を一部変更するということとなります。

なお、条例の変更は、ご承知のとおり、市議会の管轄でございます。今日ここで、この件について、条例改正をする、そしてそれともなう事務取扱ということについては、このようにさせていただくということで、もしご反対がないかがございますけれども、もしないようでしたら、このままこれを議会のほうにお送りするということになりまして、

〇〇委員

代理出席賛成です。当然いいと思いますので。確認なんですけど、関係行政機関というのは、何かということですね。それから、特別独立行政法人については、地方独立行政法人の職員の方を関係行政機関に含められないかという2点なんですけども。

〇〇会長

ご質問のあれから言いますと、この当審議会にご出席を願っている関係行政機関というものを、具体的に申し上げてよろしいですか。

それと、独立行政機関はどこかということ、ちょっと説明いたしますか。

事務局

はい。ご説明申し上げます。当審議会では、関係行政機関というのは、奈良警察署、国土交通省、独立行政法人なんですけれども奈良文化財研究所の方へ出席いただいておりますけれども、この3人の委員さんにつきまして、代理出席のかたちをしていこうと考えておりますということでございます。

〇〇委員

もうひとつ、聞きますのは、奈文研の先生なんですけど、関係行政機関の中に入らないのか。関係行政機関の職員にならないのかということなんです。

〇〇会長

関係行政機関と独立行政法人は違いますでしょ。

〇〇委員

もし含まれるということであれば、改正案のところの、これに準ずる団体と言えばいいので、関係行政機関なんかに、これに準じる団体という言葉を入れたら。

〇〇会長

そうしますと、原稿どおりということになります。

〇〇委員

そうですね。ですから、今回は、代理出席、そのことについてはもちろん賛成で、必要だと思いますけれども。

もうひとつの改正というのは、第3条2項の3号、これを変えるわけですね。そちらのほうを変えるのはなぜなのか。つまり、奈文研の先生なんかを想定して、これに準ずる団体というのであれば、ということなんだそうですけれども、これは関係行政機関なんかに盛り込めないのか。

〇〇会長

おっしゃることはよくわかりますが。事務局どうですか。調べていただいた結果。

事務局

すみません、独立行政法人及び地方独立行政法人は関係行政機関には該当しないということで、私どもの法制と相談しましたら、そういう回答をいただきましたもので、すみません、これに準ずるという表現をさせていただいております。以上でございます。

〇〇会長

何かありますか。

〇〇委員

警察は関係行政機関だとおっしゃるのですけれども、これに準じる団体と、警察は団体ではありませんね。これに準じる団体というのが、もうちょっと表現を変えたほうがいいのではないかという気がするのですけれど。

〇〇会長

団体に代わる機関ですか。先生のあれは、独立行政機関の中に入るのではないかという解釈をしておりますけれど。企画のほうで、さんざん調べてもらったのですけれども、この団体というのが。

〇〇委員

私のほうでは、団体職員と言っております。公務員ではございませんので。

〇〇会長

当の奈文研の所長さんがそうおっしゃっていますので、団体で取り扱いのようであれば、このままにして。しかも、関係行政機関には入らないということであれば、これに準ずる団体というふうにせざるを得ない。

〇〇委員

この条例の場合、そういうふうな理解をするということであれば、そういうことの表現でよろしいわけですね。確認です。

〇〇会長

わかりました。そのようなことでよろしゅうございますか。それでは異議なしということで、ご理解願います。ありがとうございます。早速、議会のほうにお送りをいたすことにします。

ほかにございませんか。

〇〇委員

今回のような答弁できないということでは困りますので、次回から、たとえば、地区計画等では、私どもの質問ではどのようなものが建てられるかということになると思いますので、建築主事等のご出席を要望しておきます。

〇〇会長

そのような趣旨の案件がございましたら、そのようにさせていただきます。

よろしゅうございますか。

司会

事務局から特にございませんが、最後に、副市長より謝辞を申し上げます。

副市長

失礼いたします。副市長でございます。一言お礼を申し上げたいと思います。委員の先生方には、お忙しいなか、ご出席を賜りまして、ありがとうございます。また、平素は市の推進に御支援、ご協力を賜っておりますことを、重ねてお礼を申し上げる次第でございます。

本日ご審議いただきました県の決定事項でございます、公園の変更、これにつきましては、審議会の答申を踏まえまして、県に対し意見を申し述べてまいりたいと考えております。

また、市の決定事項でございます緑地の変更及び地区計画の変更につきましては、県の同意を得たうえで告示を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、本日いろいろ頂戴いたしましたご意見につきましては、今後の計画に活かしてまいりたいと、このように考えているところでございます。

先生方には、今後ともよろしくご指導、ご協力をいただきますようお願い申し上げまして、お礼のご挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございます。

司会

事務局からは以上でございます。

〇〇会長、閉会をお願いいたします。

〇〇会長

それでは、これもちまして、第 91 回奈良国際文化観光都市建設審議会の議事を終了させていただきたいと思えます。なお、会長の運営不手際で、時間がおしたと言いますか、結局は予定どおりなのですが、失礼いたしました。ありがとうございました。

司会

〇〇会長はじめ委員の皆様方、ありがとうございました。